

# 郵送による貸付自粛のお申込手続きについて

# 1. 貸付自粛制度について

本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、自らを自粛対象者とする旨または法定代理人等(親権者及び成年後見人)が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を当協会に対して申告することにより、協会が、これに対応する情報を個人信用情報機関((株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センター)に登録を依頼し、当該情報を登録した個人信用情報機関が、一定期間、加盟会員に対してその情報を提供する制度です。

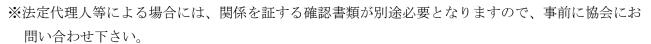
ただし、個人信用情報機関に登録された場合であっても、会員による与信判断を拘束するものではなく、必ずしも貸付自粛が確約されるものではありませんのでご承知おきください。

# 2. 貸付自粛登録期間

個人信用情報機関に登録されてから5年以内

# 3. お手続きについて

- (1) 郵送申告に必要な書類等(支部住所は協会ホームページにてご確認下さい。)
  - ① 申告書(貸付自粛(登録・訂正)申告書・貸付自粛(撤回・取消)申告書)
  - ② 本人確認書類 2 点



- ③ 返信用切手(460円分)
- ④ 貸付自粛申告確認書《申告目的が「ギャンブル等を止められない」の方のみ》

#### (2) 注意事項

- ① 当協会に書類一式が到着した後、電話で申告者の「本人確認等」をさせていただき、確認ができない場合は受理できません。
  - ※申告書には、平日の日中にご連絡できる電話番号を必ずご記入下さい。
- ② 申告書に記載不備や本人確認書類が不足の場合、また返信用切手が不足の場合は不受理となります。 ※不受理の場合は書類一式を同封頂いた返信用切手を使用し返却いたします。
- ③ 受理しました申告書及び本人確認書類等は返却いたしません。

### 4. 撤回の制限

個人信用情報機関に登録の依頼をした日から3か月が経過するまでは撤回できません。

また、貸付自粛の申告が法定代理人等による場合には、原則として自粛対象者は当該情報を撤回することができません。

※親権者による申告の場合は、自粛対象者が成人に達した場合を除く。



詳細はこちら1

## 5. 本人確認書類等

下記本人確認書類①~⑬のうち2点が必要となります。

※2点のうち1点は申告書にご記入いただいた現住所が記載されているものを添付して下さい。 ※有効期限のあるものは有効期限内、それ以外は発行日から6か月以内のものに限ります。

- (1) 原本のコピー
  - ① 運転免許証

※裏面に記載がある場合は両面コピー

② 運転経歴証明書

※裏面に記載がある場合は両面コピー

③ 個人番号カード・マイナンバーカード ※表面のみコピー

※通知カードは本人確認書類として利用できません。

④ 旅券・パスポート※写真掲載のページ及び住所記載のページ

⑤ 各種健康保険証

※氏名、生年月日、住所欄をコピー

⑥ 在留カード・特別永住者証明書 ※裏面に記載がある場合は両面コピー

⑦ 住民基本台帳カード ※裏面に記載がある場合は両面コピー

- ⑧ 身体障がい者手帳・各種福祉手帳 ※氏名、生年月日、住所欄をコピー
- ⑨ 年金手帳※氏名、生年月日、住所欄をコピー
- (2) 発行日から6か月以内の原本
  - ⑩ 印鑑登録証明書
  - ① 戸籍の謄本・抄本
  - (12) 住民票の写し
  - ⑬ その他官公庁から発行又は発給された書類で氏名、生年月日、住居の記載があるもの。

## 6. お問い合わせ先

各支部連絡先 <a href="https://www.j-fsa.or.jp/association/summary/location\_branch.php">https://www.j-fsa.or.jp/association/summary/location\_branch.php</a> <a href="https://www.j-fsa.or.jp/association\_bran